

○ 予防的な保全策の内容について

予防的な保全策については、多くの方に誤解を招き、適切な理解を得られていない点検項目の一つです。

予防的な保全策についても、内部観察等と同様に「周期を守り、毎年実施していくことにより、負荷運転と同程度の効果が期待できる」と総務省消防庁は考えています。

しかし、お客様からは「負荷試験が毎年から(無条件で)6年に1回になった」とか「オイルや冷却水の点検なら電気主任技術者がやっているだろうから、新たに何もしなくて良いや」と思われがちです。

・予防的な保全策を行える条件

製造から6年以上たっている発電機の場合

前年に、負荷運転もしくは内部観察等を実施していること

一昨年、負荷運転もしくは内部観察等を実施し、昨年は何もやらなかった場合は今年も予防的な保全策を行うことは出来ません。

※初年度に負荷運転か内部観察等を実施し「基準年」を作らなければならない

・法改正後の発電機の点検イメージ

●は当該点検の実施を意味する

【パターン①】

	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028
内部観察等	●	●	●	●	●	●	●	●	●
負荷運転									
保全策									

【パターン②】

	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028
内部観察等									
負荷運転	●						●		
保全策		●	●	●	●	●		●	●

【パターン③】

	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028
内部観察等									
負荷運転	●	●	●	●	●	●	●	●	●
保全策									

・結論

結局、内部観察等・負荷運転・予防的な保全策のどれかは、毎年何かをやり続けなければならないことには変わりない。